

## 陳情第6号 新市民会館建設に関する陳情書

### 1 陳情の趣旨

- (1) 新千葉市民会館は、敷地面積の確保、建設経費削減、周囲の環境、東京方面からの事業者および市民の交通アクセスが担保される等、諸々の利便性が高いことから、本庁舎敷地の将来検討予定地の活用を希望する。
- (2) 芸術ホール、市民の会議室及び活動室、図書室など、それらが併設された複合施設の建設を希望する。一つの機能では実現できない新たな創造や交流を創り出す公共ホールであること。
- (3) 大ホールは演劇公演が可能な1000席、小ホールは300席から500席で音楽公演や映画会などに適した構造と音響（残響率）に配慮した構造であること。

### 2 現状

- (1) 市民会館再整備の基本コンセプト、建設候補地、施設構成、整備手法等を定めた「市民会館再整備における基本計画」を、市民意見の募集・反映を経て、令和3年11月に策定。
- (2) JR東日本千葉支社跡地に、JR東日本が同地に計画する建物において市民会館と一体整備することに関し「JR東日本千葉支社跡地における千葉市民会館との一体整備に関する基本協定書」を令和4年4月に締結。
- (3) 令和5年9月に、JR東日本から、工事費の高騰等により複合ビル計画の見直しを行いたいとの申出があり、別棟案の提示を受けたことから、本市としてJR東日本との協議を継続しながら、市有地での整備を含め、JR東日本千葉支社跡地と市有地で建設した場合と比較検証するため、概算建設費の積算や周辺環境等の条件整理を行っている。また、交通アクセスや商業施設の立地状況など総合的な観点から検討している。

### 3 本市の考え方

本市文化芸術の拠点として、「市民会館再整備における基本計画」において示した3つのコンセプト（①千葉市の文化芸術の振興・創造、②地域活性化、観光産業等への貢献、③持続可能な施設・管理運営）が実現できるよう、整備場所等を慎重に判断すべきであると考えており、現在検討を継続していることから、将来活用検討地を整備場所として決定することはできない。

また、同基本計画の内容は、市民意見を既に反映したものであり、その中で示した施設整備の考え方やホール規模などは、今後の検討においても踏襲していく必要があるとともに、現在上記のとおり整備場所等の検討を継続している状況において、複合施設の建設やホールの規模などについて決定することはできない。